

## 久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和5年7月5日(水)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田正己
2番	山口吉広
3番	久乗清和
4番	上田幸子
5番	上田隆健
6番	中村日出美
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	石塚義博
10番	辻村忠雄
11番	南和弘
12番	芳川清志
13番	林勉
14番	森一博
15番	井上文彦
16番	神原均
17番	内田孝司
18番	川嶋久治
19番	吉田武
20番	林吉一

4. 会議録署名委員            2 番   山   口   吉   広  
   4 番   上   田   幸   子

5. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山	澤	貴	志	子
農業委員会事務局	籾	内	雄	基	
農業委員会事務局	高	橋	華	寿	紀
農業委員会事務局	三	宅	七	聖	

6. 議 事

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について (3 条許可)
議案第 2 号	旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定 について (利用権設定)
報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項による賃貸借契約合意解約 の通知について (賃貸借合意解約)
報告第 2 号	農地の使用貸借解約通知書について (使用貸借の合意解約)

7. 会議の経過

(事務局長)

それでは、令和5年第7回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が14名中14名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる6月27日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略といたします。

8番 内田裕夫職務代理者

14番 森委員

19番 吉田委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可)	5件
議案第2号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定)	4件
報告第1号	農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について(賃貸借合意解約)	1件
報告第2号	農地の使用貸借解約通知書について (使用貸借の合意解約)	1件

それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。2番の山口委員、4番の上田幸子委員、どうぞよろしく願いをいたします。

(会長) それでは、議案第1号から審議をいたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

これから審議をしていただく議案第1号受付番号16につきましても、●●委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づきまして、退席のほうをお願いいたします。

(●●委員 午後1時33分 退席)

(会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●委員) 議案第1号受付番号16の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われまます。

(会長) それでは、議案第1号受付番号16、この案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第1号受付番号16について、議案書1ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書2ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第1号受付番号16、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

いかがでしょうか、よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

(会長) それでは採決に入ります。議案第1号受付番号16を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。  
全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

(●●委員 午後1時34分 入室)

(会長) それでは、議案第1号受付番号17から受付番号20の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●委員) 議案第1号受付番号17から受付番号20の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。  
本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長) それでは、議案第1号受付番号17と受付番号18の案件は、同じ世帯の案件ですので、まとめて審議をします。事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第1号受付番号17について、議案書3ページをご覧ください。

次に、議案第1号受付番号18について、議案書4ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。譲渡人、譲受人全て同じ世帯の方で、親から子に生前贈与される案件となっています。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書5ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページと3ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第1号受付番号17、それから受付番号18、この2件の案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号17及び受付番号18を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をします。

続きまして、議案第1号受付番号19の案件につきまして、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号19について、議案書6ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書7ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号19につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号19を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することにいたします。

続きまして、議案第1号受付番号20の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号20について、議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

(事務局)

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書9ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第1号受付番号20、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか、特にございませんか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号20を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。議案第2号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

それではまず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号53から受付番号56の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第2号受付番号53と報告第1号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知については関連する内容ですので、まとめて審議をしたいと思っております。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号受付番号53について説明する前に、関連する内容としまして、報告第1号農地法第18条第6項による賃貸借

(事務局)

契約合意解約の通知について、受付番号2を先に報告します。

報告第1号受付番号2について、議案書18ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。

本件につきましては、令和5年6月27日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第2号受付番号53について、議案書10ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書11ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の先ほどと同じく6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号53及び報告第1号受付番号2につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号53について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号54の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号54について、議案書12ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書13ペ

(事務局)

ージをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページ  
をご覧下さい。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号54につきまして、何かご意見ご質問は  
ございませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問ないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号54につい  
て、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたし  
ます。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号55に入ります。受付番号  
55の案件について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号55について、議案書14ペ  
ージをご覧下さい。内容については記載のとおりです。利用権  
設定後は、ハウスを建ててキノコ栽培をすとお伺いしており  
ます。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農  
業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書15ペ  
ージをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページ  
をご覧下さい。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号55、この案件につきまして、何かご意  
見ご質問はございませんか。

よろしいですか。ご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号55につい  
て、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたし

(会長)

ます。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第2号受付番号56の案件について、事務局から説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号56について、議案書16ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書17ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号56、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第2号受付番号56について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日の審議案件につきましては、これで全て終わりたいと思います。これより報告の案件に入りたいと思います。

報告第1号はすでに報告済みですので、報告第2号受付番号1、農地の使用貸借解約通知書についてを事務局より報告願います。

(事務局)

それでは、報告第2号受付番号1について、議案書19ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の10ペー

(事務局)

ジと11ページをご覧ください。

本件については、令和5年6月5日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第2号受付番号1の報告がただ今ございました。この案件について、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。報告の案件ですので、特になければこれで本日予定しておりました審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後1時50分 終了 —————